

論 説

ロシアにおける農業改革の現状

— 土地改革と農民経営の創出 —

岡 田 尚 三

はじめに

ロシアにおける農業改革は、一方ではロシア革命以来の土地国有の解体という社会体制転換の根幹にかかわる全社会的変革であり、他方ではその過程が政治勢力間の対抗によって紆余曲折する点で優れて政治的性格を持っている。したがって土地問題、農業・農民問題などについての社会主義体制下の固有の問題群とともに、その解体＝資本主義的移行期におけるそれらの問題群がそこにはあって複雑な状況を呈している。ここではそれらの問題の検討の一端として、ロシアにおいて今進行中の農業改革の中心的内容である土地改革とその目標である農民（ファーマー）経営の創出について、最近の全面的私有化の決定に至る法的整備過程とそれに基づく土地所有転換の実際の展開における若干の問題を考察する。

1. ロシアにおける土地改革の法的整備過程

ロシアにおける土地改革の法的整備は、ロシア連邦土地改革法⁽¹⁾（1990年11月23日制定、同年12月27日改訂。以下改訂版を土地改革法と略記）を起点とし、その後「土地法典」をはじめとする法律、大統領令、政府決定などによって補足されて進められてきたが、「土地権におけるラジカルな改造の出発点⁽²⁾」と

言われる1993年10月27日付大統領令「ロシアにおける土地関係の調整と農業改革の発展について⁽³⁾」によって全面的土地私有化に大きく転換した。その方向は同年12月12日の国民投票を経て12月25日に発効したロシア憲法に照応したものであることは勿論である。

まず、これまでの土地改革の法的整備過程を辿ってその概要を示せば次のようになろう。

土地改革の目的は土地再配分であり（土地改革法1条）、土地の性格と所有形態について、土地、その他の地下資源は当該地域に居住する人民の資産と宣言され、土地所有形態（国家的、コルホーズ-協同組合的、私的、集団-持分的所有形態）の多様性と平等が確認された（同2条）。後者に関しては最初の法律では土地の2つの基本的所有形態として国有と私有が導入され、「私有は市民の個人的および持分のある集団所有として実現される」とされていたのがこのように変えられた。

土地の集団所有形態には、コルホーズ、その他協同組合的企業、株式会社（ソフホーズ、その他の国有農業企業を基礎に設立されたものを含む）、果樹園、菜園を営む市民の所有があり、その各成員は農民経営創設のために集団から脱退の際自らの持分を土地区画として受け取る権利を持つ（同3条）。

土地に対する権利形態としてはアレンダ（賃貸借）、終身相続占有、所有があり、市民の申請により、人民代議員ソヴェトの決定によって土地が提供される（農民経営法5条）。土地取得の権利は18才に達した、農業経験があり熟練した、専門教育を受けた市民に与えられる（同5条）。

土地の用途については、当初「個人副業経営、農民経営、果樹園、畜産の実施のため、または個人企業活動のための建物用地、居住、別荘、ガレージの建築および整備用の土地を市民の私的個人的所有に、無償で引渡す」とあったが、農業目的に限定して土地の市民の所有（私有）に引渡す（土地改革法4条）と変更された。こうした改訂により土地についての基本的な規定として、周知の土地私有の農地への限定と現存集団農場の地位保全がなされた。

農民経営のための土地の所有への譲渡の際には、地区の農業企業の範囲内の総農地面積が、各人民代議員ソヴェトの管轄に委譲される土地を除いて、農業

で働いている人の総数（農業で以前働いていた年金生活者、農村の社会分野に従事していた人々を含め）に分割され（1992年3月2日付ロシア連邦大統領令「土地区画の市民への無償譲渡基準の設定手続きについて⁽⁴⁾」）、各人には人民代議員ソヴェトにより、農業従事者1人当たり計算で地区平均割当分の限度内に限り無償で、追加用地は有償で（共和国、クライ、州の最高基準まで）引渡される（土地改革法7条）。

土地区画の大きさは、当該人民代議員ソヴェトにより、農民経営の成員数、その専門化、限度基準（共和国、州、地区の）を考慮して決定される（農民経営法5条）。なお、後に、1992年1月1日までに、相応の人民代議員ソヴェトによって規模が定められない場合には、各執行権力機関が、その専門、従業者数、土地の性質等により地区平均基準（限界規模）を定めることが決められた（1991年12月27日付ロシア連邦大統領令「ロシア・ソヴェト連邦社会主義共和国における土地改革実施に関する緊急措置について⁽⁵⁾」）。

また、違った農業住民の密度をもつ地区テリトリー内分与地帯についての土地の所有への無償譲渡の差別的平均的基準を定めることを土地改革・土地資源委員会に委任する旨を決めている（1992年3月2日付大統領令）。

土地区画の売却の問題は改革推進者とその反対者の間の対立の一大争点であった。土地改革法の改訂では、土地の売却、その他の譲渡は相続による引き渡しを除き、国（当該人民代議員ソヴェト）に対してのみ可能であり、土地所有権取得時から10年間は、これと異なる売買は許されない。それ以後、売買問題はロシア連邦人民代議員大会の特別多数決、または人民投票（レフェレンダム）により決定できるとされた（9条）が、最初は、売却禁止期間は10年ではなく5年間であり、当期間満了後、土地売買に関する取引は、地方人民代議員ソヴェトの監督のもとに契約原則によって実行されるとされていたのであった。こうした背景に、一般に、改革派は指導者からの影響を断ち切る重要な政策環として私有を守ろうとし、保守派は集団農場制度そのものの崩壊の危険を回避するためコルホーズ-協同組合所有の堅持と売買の禁止を主張するという思惑と対立が指摘された。

ところが、大統領はその後部分的に土地売却を認めた。すなわち、年金生活

に入る場合、農民（ファーマー）経営組織化目的の移住、土地売却から得られた資金の農村での建設、サービス供給企業への投資の場合に、土地区画の他の市民への売却を許可し、また土地持分あるいは土地株式を持つ農業企業従業者に対し自由価格で他の経営従業者が経営に売却を許可することを決めたのである（前出1991年12月27日付大統領令）。

そして、エリツィン大統領は、昨年（1993年）10月事件後、憲法改正に伴い、市民と法人＝土地区画の所有者は、売却し、相続して譲渡し、贈与し、抵当にいい、賃貸し、交換し、また土地区画あるいはその一部分を株式会社、団体、コーポラティブフー外国投資を伴うものを含め一の定款ファンド（資本）への払込金として譲渡する権利を持っていること、市民と法人は、それらに属する土地区画、土地持分（パイ）を自発的に統合することによって総共同あるいは共同持分所有を形成することができることを決め（前出1993年10月27日付ロシア連邦大統領令）、土地の無条件売却を認め、完全私有化に向けて本格的な所有転換に踏み出した。

次に、土地所有者等の権利については、土地所有・占有者、リース借受け人の自主的経営、生産物とその販売による所得処分の権利等が規定され（土地改革法10条）、また、土地利用は有料であり、利用者は土地税（リース土地にはリース料）が課されることが定められた（11条）。

以上の法的整備を進めてきたロシア大統領、政府は憲法草案を国民投票に持ち込むと同時に土地所有関係の大きな転換を準備した。それが上述の1993年10月27日付大統領令である。憲法草案では、所有一般、土地所有関係についてこれまで認められてきた点が確認された。つまり、「私的、国家的、自治体的所有、その他の所有形態は等しく認められ、守られる」（8条(2)）、「土地、その他の自然資源は、生活と・・・活動の基礎として利用、保全される」（9条1）、「土地、その他の自然資源は、私的、国家的、自治体的、その他の所有形態におかれる」（9条2）、「私的所有権は法律によって保持される」（35条1）、「各人は、資産を所有する権利、それらを単独でも、他人と共同してでも占有、利用および処分する権利を有する」（35条2）、「相続権は保証される」（35条4）。そして土地所有についても、「市民およびかれらの結合は土地を私的に所有す

る権利を有する」(36条1),「土地,その他の自然資源の所有,利用,処分は・・・それらの所有者によって自由に実行される」(36条2)⁽⁶⁾とされた。

この動きをさらに決定的に押し進めようとする宣言が同年12月24日付の大統領令(「ロシア土地法規のロシア連邦憲法との照応について⁽⁷⁾」)である。ここでは、「土地改革法」をもはや有効でないとするとともに,「ロシア・ソヴェト連邦社会主義共和国土地法典」⁽⁸⁾の土地所有問題,土地関係調整分野での国家,地方権力機関の権限,土地係争の解決を法制化している部分(全127条のうち48条を完全に,6条を部分的に)および「農民(ファーマー)経営法」(後述)の一部を効力停止とし,10月27日付大統領令の一部などの無効化と「終身相続占有」などの語の削除等をおこなっている。たとえば,「土地法典」の根幹部分である土地所有の基本を規定した部分(2-14条)は無効となり,いわゆる私有化拒否の規定である「人民の資産」表現をはじめ諸所有形態の多様性と平等の承認規定および土地に対する権利形態(市民所有,終身相続占有,賃貸借)などについての再規定が行われることになる。同時に,権利形態のうち相続に関わる部分および「終身相続占有」の語も併せて無効にされ,取り除かれた。また,土地関係調整分野における旧ソ連邦および現行のすべての人民代議員ソヴェトレベル(地区人民代議員ソヴェトに至る)の権限の規定(15-22条)が無効とされ,さらに土地の利用,没収,土地供与等に関わる人民代議員ソヴェトの全権(14, 28, 29, 33-35, 55, 58, 64, 66, 68, 74, 80, 94)は当該地方行政機関によって肩代わりされることとなった。こうした点と土地係争に関する箇所の変更は関連しているであろう。「農民経営法」の中では,土地供与条件,土地ファンド形成,予備の土地からの区画供与手続きの部分,土地所有市民の人民代議員ソヴェトへの売却権利の箇所,および土地の相続譲渡についての規定(これらについては後述)が無効とされた。すべて人民代議員ソヴェトが深い関わりを持った規定であり,その権限の封じ込めの性格が強い点に共通性が窺われる。同時に新しい土地法の原則,土地法典の策定が予定されているがその明確な具体化がなされていない現状では諸法令・決定間の整合性,方策の体系性や,政治勢力間の対抗関係を強く意識した改革方向が明白であるが故にそれらの現実的有効性などについて不明な部分が多く,それらの

トレースは今後の課題とせざるを得ない。

2. 農民経営についての法的整備

農民経営創出に向けての法的整備過程をロシアソヴェト連邦社会主義共和国の法律「農民（ファーマー）経営について⁽⁹⁾」（1990年11月制定，同年12月改訂。以下農民経営法と略）を中心にみてみよう。

まず，農民（ファーマー）経営の概念について，農民（ファーマー）経営とは，アレンダ，終身相続占有，所有の資産利用・利用過程に基づいて，農産物の生産，加工，実現を実施している市民，家族，グループの，法人の権利をもった独立的な経営主体である（農民経営法1条）と規定した。

農民経営のための土地フォンドは，予備の土地，コルホーズ，ソフホーズ，その他利用・占有者からの没収地から，流通からの脱落地，低価値土地に移された農地，目的別に利用されない土地，1－2年内未利用地，林業企業の農業適地，低生産性地，銀行担保・質流れ地，によって創設されるとされ，その際，土地予備に含められる農地は，市民の農業経営創設申請受付に従い，人民代議員ソヴェトにより，コルホーズ，ソフホーズ，組織の副次的農業等から没収されるが利用者，占有者の同意は不要である（国家森林フォンドの土地は別）と定められた（6条）。その後，コルホーズ，その他の協同組合的農業企業の集団への，国家的農業企業を基盤にして創設されたものを含む株式会社への土地無償譲渡後に残される区画を土地再分配フォンドに含むこと，地方行政部は，フォンドの土地のコンクールによる売却，後続の買戻し権を持つ賃貸への譲渡を組織すること，分配されずに残った土地はノルマティーフ価格で譲渡されるか，売却されるが，希望者が幾人かいればオークションで市民，法人に譲渡され，買戻されなかった土地区画と経営の施設は，オークションで経営のテリトリー内の住民に売却される（3カ月間は他の任意の購入者に売却される）ことなどが決められた（1991年12月29日付ロシア連邦政府決定「コルホーズ，ソフホーズの改組の手続きについて⁽¹⁰⁾」）。

コルホーズ，ソフホーズ，副次的農業従事者メンバーが農民経営を組織化す

る場合には、まず、コルホーズ、ソフホーズ、副次的農業の集団に、農地のパイへの分割権が供与されるが、その際土地区画を貨幣的に評価し、メンバーには農地価値における割合を示す土地株式を交付し、メンバーは配当を得る権利、株の相続譲渡の権利を持つケースと、集団のメンバー間に、量的に定まったパイ（集団作業における土地区画に対する個人的権利を保障）への条件的分割をおこない、土地区画パイの大きさは集団の決定によって決めるケースとがある。その際、土地区画パイは相続譲渡が可能である（農民経営法8条⁽¹¹⁾）。

最新の決定では、土地持分（パイ）所有者の権利が次のように整理された。土地持分（パイ）所有者は、他の所有者の同意無しに農民（ファーマー）経営遂行のための現物での土地区画分与の、抵当設定の、賃貸借の、個人副業と個人住宅建設に利用される区画の定められた基準までの拡張の権利、また、土地持分（パイ）と資産パイとを交換する、それを相続で譲渡する、共同あるいは持分共同所有権に基づいて集団に属している土地区画の買戻しの場合に土地持分の価値的表現を得る、また逸失利益を含めて原因のある損害の補償の権利を持っている。土地持分（パイ）所有者は、他の所有者の同意無しに、農産物生産のために土地持分（パイ）を他の集団メンバー、また任意の市民および法人に売却する権利を持っている。その際、集団のメンバーは土地持分（パイ）獲得の優先的権利を他の購買者に対して持っている（前出1993年10月27日付ロシア連邦大統領令）。

次に、農民経営創設に伴い企業の資産も分与される。資産持分（パイ）に対する各メンバー（経営で1年以上働いた者⁽¹²⁾、年金生活者、当経営で20年以上勤続した者含む）の権利の対象となるのは、未返済長期クレジット総額、不可分ファンド価値、予算資金によって創設されたファンド価値を控除した固定生産ファンドの価値の持分（割合）であり、毎年の固定生産ファンド増加額（未返済長期クレジット、不可分ファンドへの控除の増加額を除き）もメンバー間に分配される。各メンバーの資産持分は、勤続期間、労働貢献（最低過去5年間賃金額⁽¹³⁾）により、集団の集会で⁽¹⁴⁾決定される。それに対し株式が支給され、その株に対し、毎年利益配当金支払がおこなわれるが、その大きさはコルホーズ、ソフホーズの活動結果に依存する（農民経営法8条）。

かくしてメンバーはその労働集団、管理部の同意なしに脱退し農民経営創設の権利を持つ。創設される農民経営には、人民代議員ソヴェトにより土地が供与され、その大きさは、上記のようにパイあるいはそのメンバーに属する株式の価値によって決まる。独立経営の分与を受けるものはアレンダあるいは購入によって分与地を増やすことができる。なお、持分（株式）保有者は相続譲渡の権利を持ち、年金生活に入る従業者は持分（株式）を他のメンバーに売却する権利を持つとされていた（同）。

引き続きその後、コルホーズ、ソフホーズから脱退する市民の土地パイと資産パイの交換、それらの賃貸への引渡しの権利を、また農民経営に土地の銀行への抵当設定の権利を供与することが定められた（前出1991年12月27日付大統領令）。他方で、もし企業構成員からの脱退希望者のための土地区画の分与がコルホーズ、ソフホーズによって拒否された場合には、地区（市）人民代議員ソヴェトが独自に土地の位置を決める権利を有することも決められた（農民経営法8条）。

次に、農民経営は人民代議員ソヴェトによって登録され、登録後、法人の地位を、つまり、計算用等の勘定を開設し、刊行物を持ち、他企業等との業務・取引上の関係に入り、発展プログラム策定時に自立的商品生産者とみなされる（9条）。

終身相続占有権、あるいは所有に基づく土地を持つ市民には、独立して経営する、土地に存在する資源の利用、灌漑、土地改良事業等、人民代議員ソヴェトを通じて土地交換、土地区画の相続譲渡の権利が、農民経営のため所有して土地を持つ市民には、土地銀行への抵当設定、土地区画の当人民代議員ソヴェトへの売却の権利が、アレンダで持つ市民には、委託条件での土地利用、契約に従い地下資源の利用、建物と施設の建設、賃貸人による契約期限前解約の場合の補償の権利が認められる。また、すべての経営に、農産物、播種、その実現からの収入の所有権が認められ、国家機関、企業、市民の農民経営市民の権利、利益に対する遵守義務がある（10条）。

農民経営市民の義務としては、目的別用途に応じて土地を効果的に利用することを始め、土地税や土地に対する賃借料を払い込むことなどがあり、また農

民経営のためにアренда、占有、所有に移された土地は分割してはいけないと定められた（11条）。

土地利用料は、土地税（占有、所有にある土地に対し）、あるいは賃借料（アрендаの土地）およびノルマティーフ土地価格（「土地法典」で規定された売却、買戻しのための、また土地を抵当にした銀行クレジット獲得のための。この形態は1993年4月28日付ロシア連邦法律により修正、補足された）の形態で徴収されるが、課税の価格、料率、手続きは連邦、共和国、クライ、州の法令により確定され、土地税、賃借料は初めて農民経営を組織する市民から土地区画供与後5年間は（同上修正、補足）徴収されないこととされた（12条）。

農民経営の資産は植物、建築物、土地改良等施設、家畜、家禽、技術・機械設備等から成るが、土地はその構成に含まれていない。資産の源泉は、メンバーの貨幣的・物的手段、生産物の実現等からの所得、クレジット、補助金、無報酬の払込金、寄付金、その他である（14条）。

資産の占有、利用、処分については、集団所有（総持分所有権、総共同所有）が認められるが、メンバーの脱退の際には固定生産手段は分割不可とされる。農民経営は、所有権に基づき、資産を、企業、組織、市民に売却、委譲、賃貸、一時利用に提供する権利を持つ（後者の前者に対する逆も可）ことが定められた（15条）。

農民経営の活動については、活動方向、生産構造と量の自主的決定をおこない、法によって禁止されていない任意の活動種類に従事することができる（16条）。また、農民経営による生産物については、処分し、それ自身の判断で任意の経路を通じて実現する権利を持ち、価格の自主的決定をするが、国家は国家買付、契約その他の価格による支払で、農民経営の提供する需要ある、質の規格にあった生産物を受け入れる義務を負う。輸出への引渡し、外国パートナーとの決済は定められた手続きでおこなわれると定められている（17条）。

現行法に従って雇用労働の利用が可能であり、雇用条件は契約により規定することになっているが、契約市民の労働支払は農民経営の作業総計に依存することなく国家企業の相応の職業よりも低くはいけないこととされた（22条）。

土地の相続譲渡については、他の農民経営メンバーとの合意により、メンバー

のうちの一人に相続譲渡できるが、その他の場合は競争で決定される（25条）。

農民経営の停止に関しては、1年以内の農業目的での未利用、そのメンバーの決定、農民経営希望メンバーや相続人が皆無の場合、土地衰微の方法での土地区画の利用、国家的、社会的必要での土地区画の没収、破産に関連して停止される（32条）。

最後に、農民（ファーマー）経営の前提としてのコルホーズとソフホーズの改組について少しつけ加えておこう。改組と言っても必ずしも、それらの分解・解体を指すわけではなく、内部の部分的、形式的改組で組織の形態としては従前のままであることを含んでいることが判明している。しかし、本来の趣旨からすればそれらの改組によって、違った組織・経営形態に変わることがうたわれ、法的整備もその方向をめざしてきたことは言うまでもない。ここでは詳しく検討する用意がないのでそれについては他日を期したいが改組の手続きについてのみ見る。

1991年12月27日付の大統領令において、コルホーズ、ソフホーズは1992年に改組し、自己の地位をロシア連邦の法律「企業および企業活動について」に照応させ、再登録しなければならないこと、また、無期限利用権に基づいて土地を利用するソフホーズ、コルホーズ、コーペラティブの集団は、1992年3月1日までに、土地法典に照応して、私的、集団-持分的、その他の所有形態への移行についての決定を採択することを決定したが、大統領令の公布直後の12月29日付政府決定は、労働支払およびクレジットに関する債務の返済のための財政資金を持たないコルホーズ、ソフホーズは1992年2月1日までに破産と宣言され、1992年第1四半期中に清算、改組すべきであり、破産認定のイニシアティブは、債権者集会（あるいは債権者）、労働集団集会（コンファランス）に（あるいはコルホーズ員総会に）属し得ること、各コルホーズとソフホーズにおける土地の私有化と経営組織化のための委員会を創設し、その構成には地方権力機関、経営行政部、労働集団、地区農業管理部、土地改革委員会、債権者の代表が入り、指導・責任をコルホーズ議長とソフホーズ支配人に負わすことを決定している。

さらに、1992年9月4日付ロシア連邦政府決定No.708により承認された

「コルホーズ、ソフホーズの改組と国家的農業企業の私有化についての規程」では、コルホーズ、ソフホーズの改組と土地、国家的農業企業の私有化を実施するのは、1991年12月29日付ロシア連邦政府決定に従って創設される経営内の委員会であることを明確にした。そして、これらの企業から農民経営創設のためにメンバーが脱退する場合の土地・資産持分・パイの分与などについては上記の法的整備でみたところであるが、コルホーズ、ソフホーズが元の形態のまま残り得る道も示した点に当改組、また農民（ファーマー）経営創出過程の持つ問題を提起もしたと言える。

3. 土地改革の進展と農民経営創出の現状と問題点

(1) 1993年の農業生産・企業の概況

ロシア国家統計委員会資料（「1993年のロシア社会-経済的状态」⁽⁴⁵⁾）によると、1993年には農業改革の枠内でコルホーズ、ソフホーズの改組、土地の再配分、社会的、構造的改造が進み93年末までに、2万4000以上のコルホーズ、ソフホーズ（総数の95%）が登録替え（再登録）し、種々のタイプの組合・会社（11,500）が基本的組織・権利的経営形態となった。また、改組コルホーズ、ソフホーズを基盤に約300の公開型株式会社、約400の企業・組織の副業、2000の農業コーペラティブ、3000の新経営形態の企業が創設されたと言われる。しかし、3分の1の経営の集団が自己企業の地位保持の決定を採択している。そして、現在、国家的所有形態を持つ農業企業には15%以下の農地、生産物が帰属することになった。

新農民経営（ファーマー）の創設のテンポはより緩慢になり、1年間の増加数は8万7000（1992年は13万4000）にとどまった。1994年1月1日現在、1130万ヘクタールの土地面積を持つ27万の農民経営（1経営平均42ヘクタール）が存在し、全国の農地の5%、耕地の6%を占める。他方で93年1年間に、物質的技術的供給の困難、財務状態の悪化、その他の原因で1万4000経営が活動停止に追い込まれた。うち5000は第4四半期に崩壊（92年は全期で5000経営）し、100の創設経営のうち平均14が崩壊（1992年は4）したことになる。

現在の土地再配分は農業での構造変化を住民経営の割合の増大の方向に進めている。たとえば、総農産物価値中の住民経営の比重は24%（90年）から36%（93年）へ増大し、うちじゃがいも栽培は58%から77%へ、野菜は34%から60%へと増えた。そのうえ住民のじゃがいも収穫率は農業企業のそれよりも著しく高いと言われている。

畜産でも似た過程が進行しており、個人セクターでの牛肉生産の割合が過去3年間で25%から38%へ、牛乳は24%から34%へ、卵は22%から27%へと向上した。また、個人農場での雌牛の生産性も農業企業のその水準を超えたとされている。

93年の農産物総量は前年より4%減（比較価格）と予測されている。穀物は9900万トン（1992年水準の93%）の集荷であり、てんさい（2550万トン）、じゃがいも（3810万トン）、野菜（980万トン）の収穫はそれぞれ92年水準である。なお、ひまわり（280万トンで11%減）、あま繊維（5800トンで26%減）は減少である。秋蒔き穀物の播種と春蒔き穀物のための秋耕は92年より著しく遅れ、その上秋蒔き穀物の作目は1550万ヘクタールに播種され（92年より20%減）、うち穀物は1430万ヘクタール（20%減）であった。小麦（12%）、大麦（6%）は減少でさらに大きく減ったのはライ麦（34%）であった。また、春蒔き穀物のための秋耕面積は4190万ヘクタールと92年秋より620万ヘクタール（13%）減少した。

他方で国家的資源へ2740万トンの穀物がいりそれは92年より130万トン（5%）多かった。生産における買付穀物の比重も前年の24%にたいし28%へと増えた。うち小麦の買付は16%、燕麦は14%増加し、大麦とえんどうは1.3倍に増えた。だがひき割り作目の国家への販売は3分の1、ライ麦は4分の1それぞれ減少し、強い、固形（最高級の）小麦は3分の1に減少した。

植物生産物実現の構造に変化が見られた。つまり、国家にはいるそれらの生産物の減少が目だちその他の経路による実現が拡大した、たとえば、収穫ビートで国家へ入ったのは前年の42%から28%へ、ひまわり種子は38%から21%へと大幅に減ったのである。これは顧客原理・主義に基づいて商品生産者から加工企業に実現されたこれらの生産物の割合が増大したことによるとされている。

この経路によるてんさいの引渡しは92年と比べて実現量の50%から65%へ、ひまわりは25%から68%へと増大している。じゃがいも、野菜の全農業生産者による実現は前年対比で20-30%減少したが、実現生産物総量の28-45%は自由な経路（市場、自分の店、共同食堂）によって販売されたという（92年は24-27%）。

畜産にとっては、93年は農業企業の畜産場からの生産物の出荷低下、市民の個人家屋での生産の増加が特徴的であった。92年対比で全カテゴリーの経営での肉生産（生体で）は86万トン（7%）、卵26億個（6%）、羊毛1万8500トン（10%）減少した。牛乳生産の落ち込みは止まり、前年水準に留まった。

94年1月1日現在、全カテゴリーの経営の大有角家畜数は4890万頭（93年の同一データより6%減）、雌牛1989万頭（2%減）、豚2850万頭（1%減）、めんようと山羊4360万頭（15%減）であった。逆に住民の経営では家畜頭数は、大有角家畜4%、雌牛6%、豚2%それぞれ増加した。市民の所有にある大有角家畜の割合はこの3年間で17-25%へ、雌牛は25-34%へ、豚は18-28%へ、めんようと山羊は28-38%へ増大している。

93年の家畜、家禽の国家買付量は590万トン、牛乳は2460万トン、卵は242億個でそれぞれ92年水準の85%、94%、99.5%であった。農業商品生産者による畜産物実現総量における国家買付の割合は前年と比べて実質的に変化せず、80-90%だった。

(2) 土地私有化と農民経営の現状と問題点

土地私有化は1990年の土地改革法、農民経営法などの制定後本格化したといわれるがそのテンポは最近明らかに落ちてきた。それは農民経営増加状況から分かる。1991年年頭に4433あった農民経営が1年間に10倍以上になり、さらにその1年後（1993年年1月1日）には13万4000経営増え総数で4倍近くに増大した。しかしその1年後には27万に達したが増加数は8万7000にとどまったのである。そして、この農民経営が1130万ヘクタールの土地面積（1経営平均42ヘクタール）を持っているのだがその農地および耕地の全国に占める割合はそれぞれ5%と6%であり依然として弱い生産基盤に立っている。

土地分与は、初期には主として次の方式がとられたといわれる⁽¹⁶⁾。まず、農民経営希望者がコルホーズ、ソフホーズと交渉してその同意を得て土地分与を受ける方法である。90年末までの大部分はこの方式であったが実際にはコルホーズ、ソフホーズの同意無しには土地収容は困難であった。次に普及したのは、「土地再配分ファンド」を形成し、申請に応じてその中から分与する方法である。このファンドには91年3月までに共和国全体で約330万ヘクタールの土地が繰り入れられたが、コルホーズ、ソフホーズの自主的提供が大半であったがために面積は少なく、農民経営のための環境としてはインフラストラクチュア等の劣悪な土地、また分散した土地が多く決して良好ではなかった。さらに新ロシア土地改革法以後コルホーズ、ソフホーズのメンバーが自分の土地持分をもらって農場から脱退し農民経営を創設する方法が採用されてくる。これは一部の地域でかなり実施されるに至るが、前にみたようにその場合「不可分ファンド」を予め分割対象から除く点、分与される人に非農業部門（社会分野）、年金生活者を含めた点から分与面積が小さくなる（10ヘクタール前後の土地パイがかなりのケースとなった）という問題をもった。

こうして創出された最近の農民経営の経営規模は、1経営当たり、農場面積42-43ヘクタールであるが、そこにはかなりのばらつきがみられる。たとえば、「1992年の農民（ファーマー）経営」（ロシア国家統計委員会経済概観）によれば、1993年1月1日現在農民経営の半数以上は20ヘクタール以下、4分の1は21-50ヘクタール、13%は51-100ヘクタールで、100ヘクタール以上は全体の8%にすぎなかった⁽¹⁷⁾。このように農民（ファーマー）経営は比較的小規模でスタートせざるをえなかったのである。なお、1経営の労働力は補助労働力を除いて平均2-3人とされている⁽¹⁸⁾。

さて、土地の私有化によって独立的農民（ファーマー）経営をつくりだすことは、市場経済化を押し進めて競争環境を導入することによって生産効率を高め、慢性的危機の食糧問題の解決をめざすものである。だが、これまで見たようにこの過程は困難な状況に直面している。それは上記のように、依然として農民経営の農業生産に占める微々たる位置・役割に加えて最近の農民経営増加テンポ鈍化傾向に現れている。その要因として挙げられるのは、まず農民経営

への物質的・技術的供給の不足である。具体的には、専門的技術設備、建設資材、種子、肥料などである。このうち農業用機械を取り上げてみると、全国2万以上の農民経営を対象にした91年夏の調査によれば、農業用機械保有率はトラクター47%、播種機12%、鋤（プラウ）17%、コンバイン5%であった⁽¹⁹⁾。また、個別的事例でも、例えばバシコルトスタン共和国の調査によれば、1992年7月1日現在調査100農民経営当たり保有台数はトラクター41、貨物自動車19、鋤（プラウ）と播種機18、穀物収穫用コンバイン7、などであり、かつその場合トラクター、自動車、コンバインを持っている経営はそれぞれ30%、13%、8%にすぎなかったし、さらに農民経営平均して100ヘクタール耕地当たりトラクターは2台、穀物播種1000ヘクタール当たりコンバイン5台であったという⁽²⁰⁾。こうした機械設備の絶対的不足の背景にはこれらの農民経営への配分システムと工業による農業用機械生産およびそれらの価格、したがって最近の政府の価格政策等がある。

ロシア国家統計委員会資料からの「農業のための生産物の生産について」によると、最近の工業による農業用生産物生産での強い減少傾向がつけられている（第1表参照）。

第1表 工業による農業用生産物の生産

	1990年	1993年	1993年の%	
			対90年	対92年
穀物収穫用コンバイン 1000台	65.7	33.0	50	78
トラクター 1000台	214	88.9	42	65
じゃがいも収穫用コンバイン 1000台	6.4	0.5	8.6	17
鉬肥料 100万トン	16.0	9.5	59	77
うち：				
窒素	7.2	4.7	65	81
磷酸塩	4.9	2.2	45	74
カリ	3.8	2.5	65	73
植物防護化学物質 1000トン	111	38.7	35	59
酸性土壌の石灰化用石灰・白雲石粉末 1000トン	22.6	9.4	42	75
貨物自動車用ゴムタイヤ 100万本	19.7	13.5	68	80
農業自動車用ゴムタイヤ 100万本	6.6	2.0	31	51

本年(1994年)1月にも農工コンプレックスのための生産物の生産の落ち込みは続き、ジャガイモ収穫用コンバイン、貨物自動車用ゴムタイヤの生産は昨年1月水準の半分以下、トラクターと農業用自動車用ゴムタイヤの生産は約4分の1であり、穀物収穫用コンバインは14台しか生産されなかった(1992年1月水準の1%以下)。鉬物肥料、石灰・白雲石粉末の生産は4分の1縮小し、植物化学薬剤は3分の2だけ減少した。そして、多くの農業技術設備生産関係企業が不活動であり、たとえば合同《ロストセリマシュ》による穀物収穫用コンバインの生産は昨年1月水準の0.6%、スベルドゥロフスク合同ツウルボレモン・ニイ・ザポドによる飼料収穫用コンバインの生産は——5%、トラクター——アルタイ、ボルゴグラードトラクター工場による——それぞれ11%と13%であったと報じられている。また、部品の不足から農業技術設備の修理問題が尖鋭化している。昨年ロシア農業省企業で修理されたトラクター、コンバイン発動機は4分の1低下、穀物収穫用コンバイン、トラクターは36-37%、ジャガイモ収穫用コンバイン、ジャガイモ掘削機は半分低下した⁽²¹⁾。

この農業への物質的・技術的供給の減少は価格の自由化とも結びついている。最近でも工業生産物の価格は農産物価格よりも急速なテンポで上昇を続けている(1993年にそれぞれ11.4倍、8.4倍⁽²²⁾)。92年1月以来半年足らずで、農産物の価格は5-7倍しか伸びなかったが農業用機械、資材は15-30倍に高騰し⁽²³⁾、トラクターは8-28倍に、自動車は8-24倍に、コンバイン《ドン》は100万ルーブル以上に上昇したとも言われる⁽²⁴⁾。ただでさえ農民経営開始のための初期投資に苦慮する農民経営にとってこうした工業と農業生産物の価格差はその購買力を減じ、いっそう工業での生産を抑制する。そればかりでなく農民経営における経営の困難は取得する土地面積をも制限して前述のような私有化・農民経営形成の量的、質的進展を押しとどめているのである。第2表は1992年以降創出された農民経営の装備の窮乏化と生産性の低下を明瞭に示している。

物質的・技術的資源の農民経営への配分ルートは、主として従来のアグロスナプ(農業機械資材供給公社)と農民経営でつくっている農民経営アソシエーションである。前者はこれまで通りコルホーズ、ソフホーズを中心にした配分

第2表 農民経営創設時期別指標

	創設時期別経営グループ			
	90年以前	91年	92年前半	92年後半
調査農民経営数(1000)	1.2	12.0	18.8	8.6
うちグループでの割合(%)	2.9	29.5	46.4	21.2
農地100ヘクタール当たり頭数				
牛	14	10	8	6
うち雌牛	6	4	3	2
山羊とめんよう	27	18	14	14
豚(耕地100ヘクタール当たり)	24	11	6	5
耕地1000ヘクタール当たり台数				
トラクター	44	30	21	12
貨物自動車	22	15	10	7
耕地100ヘクタール当たり生産(ツェン)				
穀物	817	797	745	126
じゃがいも	250	134	70	18
野菜	36	31	17	1
耕地100ヘクタール当たり生産(ツェン)				
牛乳	106	60	44	24
屠殺家畜・家禽 (生体重量)	41	20	13	8

(《АПК: экономика, управление》 No. 10, 1993, стр. 68)

網であり、さらにその私有化が始まりいっそう供給システムを複雑にしている。その他の省庁による資源(農業化学製品、石油供給など)配分もそれぞれの縄張り主義によってバラバラで経営にとって追加的支出や輸送手段の非合理的利用を生みだしている⁽²⁶⁾。そこで、地区間資源配分システムを採用している農民経営アソシエーションは補完的役割を期待されている。しかし、そもそもそこへ供与される技術設備の不足と共和国共通ファンドへの組み込みによって十分な成果がでていない。前記の共和国ではアソシエーションの庇護のもとに環状線を利用した農民経営への集中的資源配達輸送部隊の創設や農産物生産者自身が株所有者となるアグロスナブの株式会社化が考えられているのである⁽²⁶⁾。

以上の農民経営への物質的・技術的供給問題をいっそう激しくしているのが

予算・クレジット資金の不足である。たとえば上記共和国の場合1992年1月1日で長期、短期合わせて1調査企業当たり3万8000ルーブルしか供与されなかった⁽²⁷⁾。これではほとんど無に等しいといわざるをえない。

農業全体への投資の削減や補助金の廃止などを含めて農民経営に対する政府の施策は、一方での短期間の大量農民経営創出策とは明らかに矛盾しており、それらが多くの混乱を引き起こしたといつてよい。これまで見たいくつかの農民経営形成における重要問題の解決はこうした政府の政策に関わっている。93年始めの4万農民経営を対象とした意識調査で、農民の45%が「現在行われている改革の長期的性格を信頼しない」と答え、その割合が近年不変であること、また、15-25%は「土地改革に反対」であったこと⁽²⁸⁾は示唆的である。全面的私有化路線は国家による適切な農民経営支援策が早急になされなければ現在の停滞をますます強めることになる。

おわりに

ロシアにおける土地改革と農民（ファーマー）経営の創出過程の不確かさはこれまで見たように、まず国家的意思が不安定であることに基づいている。それは、法的整備過程での混迷状態、農民経営の始動の年々の困難さの増大にあらわされている。そして当然こうした農業での困難は国全体のその一端にすぎない。したがって、農業改革全体の動向は国全体の動き、特にそれが政治勢力間の盛衰に大きく依存している状況から政治的情勢との関わり分析が必要であり、そのもとで法的整備過程の位置と諸経済的政策の評価を見きわめることが重要であると思われる。とりあえず、現時点までの土地改革と農民経営創出に関する法的整備とその結果についての分析に続き、土地法体系の形成過程をフォローしつつ転換点にある土地改革の方向性を見きわめ、生み出された農民経営と旧生産基盤に立つコルホーズ、ソフホーズの改造過程との関連を明らかにし、併せてこうした農業改革にまつわる政治勢力の対抗の分析を課題とした。

注

- (1) 小原剛訳『日ソ経済調査資料』No. 710, 1991年7月号。同氏の解説も参照。
改訂以後失効が宣言されるまで3回程部分的修正が行われた。なお、森下敏男氏が「現代ロシアにおける土地所有制度改革」(『神戸法学雑誌』第42巻第3号, 1992年12月)においてロシアの土地所有制度の包括的な考察を行っており非常に有益である。
- (2) Д. Першеев, 《Экономика и жизнь》No. 4, 1994.
- (3) 《Экономика и жизнь》No. 47, 1993.
- (4) 《Экономика и жизнь》No. 11, 1992.
- (5) 《Экономика и жизнь》No. 4, 1992.
- (6) 《Российские Вести》10 ноября 1992.
- (7) 《Экономика и жизнь》No. 4, 1994.
- (8) 《Ведомости Съезда народных депутатов РСФСР и Верховного Совета РСФСР》No. 2, 30 мая 1991.
- (9) 《Аргументы и факты》49 (530), декабря, 1990.
《Советская Россия》5 января 1991. なお、93年12月までに1回部分的修正が行われた。
- (10) 《Экономика и жизнь》No. 3, 1992.
- (11) 「土地パイの大きさは、現物あるいは価値表示で定められる。現物表示での土地パイは、土地の所有への無償譲渡の地区承認限度基準を超えてはいけない。…資産持分の大きさは、労働貢献に従って定められる」(1991年12月29日付政府決定)。なお、個人的土地パイの大きさは、労働貢献や勤続年数にかかわらず決定され、現物および価値的表現で決められる。その際、土地の価値は土地税の50倍の大きさとして評価される(1992年9月4日付ロシア連邦政府決定No. 708により承認「コルホーズ、ソフホーズの改組と国家的農業企業の私有化についての規程」《Российские Вести》22 сентября 1992.)。
- (12) 《Экономика и жизнь》No. 11, 1992.
- (13) Там же.
- (14) Там же.
- (15) 《Экономика и жизнь》No. 6, 1994.
- (16) 山村理人「危機下のソ連経済と食糧・農業問題」『農林統計調査』1991年12月, 42-45頁, 1992年1月, 46-49頁。
- (17) 《АПК: экономика, управление》No. 10, 1993, стр. 66.
- (18) 山村, 前掲書, 1992年4月, 48頁。

- (19) 山村, 前掲書, 1992年6月, 47-48頁。
- (20) А Гилязова, Формирование и развитие крестьянских (фермерских) хозяйств в республике Башкортостан, 《АПК: экономика, управление》 No.2, 1993, стр. 76.
- (21) 《Экономика и жизнь》 No.12, 1994.
- (22) Там же.
- (23) 山村, 前掲書, 1992年6月, 46頁。
- (24) А Гилязова, указ. соч., стр. 77.
- (25) А Гилязова, указ. соч., 76.
- (26) А Гилязова, указ. соч., сс. 76-77.
- (27) А Гилязова, указ. соч., стр. 77.
- (28) 《АПК: экономика, управление》 No.10, 1993, стр. 67.